

お詫びとお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。

弊社は不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」）第7条第1項の規定に基づく消費者庁の措置命令に従い、一般消費者の誤認を排除するため、次の通りお知らせいたします。

弊社は「ウイルオフ ストラップタイプ」と称する商品（以下「本件商品」）を販売するにあたり、令和二年九月十三日から同年十二月十五日までの間、弊社店舗「スーパードラッグひまわり」、「サプラスひまわり」「フード&ドラッグひまわり」と称する店舗における店頭POPにおいて、「様々な使用シーンに合わせて開発した除菌剤」、「ウイルオフ」、「【ストラップ式】消費者庁公認の首掛け式ウイルス除去剤 お出かけ先でのパーソナル空間のウイルス除去・除菌に。」並びに本件商品を首から掛けている人物の画像と共に、「オフィス」及び「外出時」と表示することにより、あたかも、本件商品を身に着けることで、オフィスや外出時などの様々な使用シーンにおいて、身の回りの空間のウイルスを除去又は除菌できる効果が得られ、当該効果を消費者庁が公認しているかのように示す表示をしておりました。

かかる表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、法に違反するものでした。

本件により、お客様をはじめ、関係者の皆様に多大なご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

弊社は、今回の措置命令を真摯に受け止め、再発防止のために管理体制の強化に努める所存でございます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和三年七月九日

株式会社ププレひまわり